東京警察病院感染対策指針

1 基本理念

東京警察病院は、医療関連感染の発生を未然に防止し、安全で快適な病院生活を提供する事、また、ひとたび発生した感染症が拡大しないよう速やかに制圧、終息を図る事を目標として病院の基本方針に基づいて院内感染対策を行います。

2 院内感染対策関連委員会および組織に関する基本的考え方

病院長を筆頭に各専門分野の代表からなる院内感染対策委員会を設置し、毎月委員会を開催 して院内の感染症発生状況や感染防止活動状況を把握し、感染制御に関する討議事項について 討議・決定をします。

病院および院内感染対策委員会は感染防止対策の目的を達成するための実働組織として、感染制御対策を実行する組織(感染対策チーム)を構築し、同組織に病院および委員会の感染制御に関する一定の権限を委譲し、同時に義務を課し、組織横断的に活動します。

3 従事者(職員)研修および教育に関する基本方針

東京警察病院の職員は、病院勤務者に必要かつ不可欠な感染防止行動に関する教育研修を最 低年 2 回受ける義務を有します。

4 院内感染対策の推進に必要な基本方針

感染制御活動の実行は感染制御対策室(ICT)が担います。

ICT は以下の業務を担当します。

- ・ 院内感染症発生の常時監視および定期的サーベイランスの実施
- ・ 病院内における感染防止対策実施状況の確認および指導
- ・ 院内各所の巡視と問題点の探索およびその改善
- ・ 感染防止に関する啓発
- ワクチン接種を始めとした職員を感染から護るための方策の立案と実施
- ・ 感染症法に基づいた感染症発生時の対応指導
- ・ その他、感染制御に関する事項への対応
- ・ 患者様および職員に対する感染症関連情報の提供と説明